

### 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォール

使用区分			土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日	
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
1時間まで ごとに貸切 使用	アマチュアスポーツ、 サークル活動又はレク リエーションに使用す る場合	児童及び生徒	130円	160円	160円	190円
		一般	260円	330円	330円	390円
	その他の催しに使用す る場合	営利を目的と しない場合	520円	660円	660円	790円
		営利を目的と する場合	1,050円	1,320円	1,320円	1,580円
個人使用	一般	普通使用	1人1回につき330円			
		回数使用	6回で1,650円			
	児童及び生 徒	普通使用	1人1回につき110円			
		回数使用	6回で550円			

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 「回数使用」とは、回数券を使用して施設を使用する場合をいう。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場  
合を除く。
- 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の  
端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 7 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午  
後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）とする。
- 8 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。